厚生労働省

愛媛労働局

Press Release

愛 媛 労 働 局 発 表

令和７年５月 30 日

報道関係者　各位

［照会先］
【担当】
愛媛労働局労働基準部 健康安全課
課長　　亀田　典男
課長補佐　渡邉　彰彦
電話 089－935－5204（内線 470）

７月１日から「全国安全週間」が始まります

～　スローガン　「多様な仲間と　築く安全　未来の職場」　～

今年で 98 回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

愛媛労働局（局長　常盤 剛史）では、安全衛生に係る表彰や労働局長による建設現場パトロールを実施するほか、各事業場に対して、経営トップによる安全への所信表明や安全パトロールによる職場の総点検などの取組を行うよう呼び掛けます。

【令和７年度（第 98 回）全国安全週間の概要】

１　期間

７月１日から７月７日（準備期間：６月１日から６月 30 日まで）

２　期間中の実施事項

① 安全衛生に係る愛媛労働局長表彰式（受賞者等は別途発表します）

日時　　７月１日（火）午後１時 30 分～

場所　　愛媛労働局

② 労働局長による建設現場パトロール（詳細は別途発表します）

日程　　６月 11 日(水) 午後１時 30 分～

工事名　　愛媛県庁第二別館新築工事（松山市一番町４-４-２）

施行業者　熊谷・一宮・二神共同企業体（元請）

③ 全国安全週間の取組の周知啓発

各労働基準監督署の管轄地域において、労働災害防止団体と連携し、「全国安全週間説明会」を開催します。

④ 各労働基準監督署による事業場への個別指導等

【別添資料】

資料１　令和７年度　全国安全週間実施要綱

資料２　令和６年　死亡災害発生状況一覧表

資料３　令和６年　業種別・署別労働災害発生状況

資料1

令和７年度全国安全週間実施要綱

１　趣　旨

全国安全週間は、昭和３年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 98 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和６年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業４日以上の死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和５年３月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次３年目となる令和７年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和７年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と　築く安全　未来の職場

２　期　間

７月１日から７月７日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、６月１日から６月 30 日までを準備期間とする。

３　主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

４　協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

５　協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

６　実施者

各事業場

７　主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

（１）安全広報資料等を作成し、配布する。
（２）様々な広報媒体を通じて広報する。
（３）安全パトロール等を実施する。
（４）安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
（５）安全衛生に係る表彰を行う。
（６）「国民安全の日」（７月１日）の行事に協力する。
（７）事業場の実施事項について指導援助する。
（８）その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

８　協力者への依頼

主唱者は、上記７の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

９　実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

（１）安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
（２）安全パトロールによる職場の総点検の実施
（３）安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
（４）労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
（５）緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
（６）「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10　実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

（１）安全衛生活動の推進
　①　安全衛生管理体制の確立
　　ア　年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
　　イ　経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
　　ウ　安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
　　エ　労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるＰＤＣＡサイクルの確立
　②　安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
　　ア　経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
　　イ　就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
　　ウ　災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
　　エ　労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
　③　自主的な安全衛生活動の促進
　　ア　発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ　職場巡視、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔)、ＫＹ（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④　リスクアセスメントの実施

ア　リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ　ＳＤＳ（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤　その他の取組

ア　安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ　外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ　「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

（２）業種の特性に応じた労働災害防止対策

①　小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア　全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ　経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ　職場巡視、４Ｓ活動（整理、整頓、清掃、清潔)、ＫＹ（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ　安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ　パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

②　陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア　荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ　荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ　積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ　歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ　トラックの逸走防止措置の実施

カ　トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③　建設業における労働災害防止対策

ア　一般的事項

（ア)「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

（イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

（ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

（エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

（オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

（カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

（キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ　「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ　令和６年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、

土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④　製造業における労働災害防止対策

ア　機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ　機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ　作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ　高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ　製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

カ　機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤　林業の労働災害防止対策

ア　チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ　木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

（３）業種横断的な労働災害防止対策

①　労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア　作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ　照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ　「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ　運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ　中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ　「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

②　高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア　「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施

イ　母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ　派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③　交通労働災害防止対策

ア　適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ　飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ　災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ　飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④　熱中症予防対策（ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン）

ア　熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

イ　暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

ウ　熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤　業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア　請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要

な措置の実施

イ　安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ　その他請負人等が上記10（１）～10（３）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

資料２　令和6年 死亡災害発生状況一覧表

愛媛労働局

番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業　種	被災者			発注者	発生状況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
1	今治	1月 0時	警備業	男	70	警備員	－	被災者は、一人で施設内の夜間警備中、機械警備の起動装置を作動させるため、施設内の通路を徒歩で移動していたところ転倒し、コンクリートの床に後頭部を打撲したもの。 翌朝、施設の者が出勤した際に、倒れている被災者を発見し、搬送先の医療機関で死亡した。	転倒 通路
2	八幡浜	3月 １５時	道路建設工事業	男	50	土工	地方公共団体	道路災害復旧工事の現場にて、栗石を路面下約3.7メートルの位置に降ろすため、栗石を詰めたモッコ（網）をドラグ・ショベルでつり上げ、所定の位置に降ろす作業において、上部旋回体を旋回させたところ、その反動でドラグ・ショベルが路肩から転落し、運転席から投げ出された被災者は、立木と当該ドラグ・ショベルのアーム部分に挟まれた。	墜落、転落 掘削用機械
3	八幡浜	6月 0時	パルプ・紙製造業	男	68	貨物自動車運転手	－	被災者は、フェリー乗船のためトラックを岸壁付近に停車し、乗船待ちを行っていたところ誤って海中に転落し、溺死したもの。	おぼれ 水
4	新居浜	7月 １３時	一般貨物自動車運送業	女	51	貨物自動車運転手	－	鉄工所の門型クレーンにてトラックへの荷の積み込み作業を行い、その後クレーン運転士が玉掛に使用していたスリングをクレーンにて荷から引き抜こうとしたところ、スリングが荷に引っ掛かり、積み込んでいた荷が荷台にいたトラック運転者の上に落下したもの。	飛来、落下 玉掛け用具
5	今治	7月 １７時	その他の建設業	男	51	潜水士	民間	沈没したガット船の油抜き作業のため、二人一組で潜水し油が保有されているクレーンポストまでの出入り口として、沈没船の外板（厚さ約10mm）に１m×１mの開口を設けるため酸素アーク溶断作業を水中で行っていたところ、突然爆発し、２名が被災（１名が死亡）したもの。	爆発 可燃性ガス
6	今治	8月 １４時	造船業	男	51	作業員		被災者は、造船所構内の船体ブロック上で、足場材の運搬作業を行っていた。 作業中、突然倒れたため、救急搬送したが、翌日に死亡したもの。	高温・低温の物との接触 高温・低温環境
7	新居浜	11月 9時	化学繊維製造業	男	59	化学繊維製造工		2段積みされたフレコンバック(円柱形、1袋の直径110cm×高さ95cm・重さ約500kg)に雨除けカバーをかけようとしたところ、上段のフレコンバックが周辺で作業していた労働者側に落下し、建屋施設とフレコンバックとの間にはさまれ死亡したもの。	飛来、落下 荷姿の物
8	今治	11月 11時	染色整理業	男	56	漂白・精錬工		約120度の高温の溶液(水・過酸化水素・苛性ソーダ・安定剤等の混合液)について、糸の精錬のために使用した後、誤って地下施設に排出してしまい、地下施設にいた労働者が当該溶液を浴びたため、4日後死亡したもの。	高温・低温の物との接触 高温・低温環境
9	今治	11月 9時	造船業	男	44	作業員		造船所構内において、つり上げ過重73.7tのジブクレーンにより、船舶横に立体タラップを設置。その後、立体タラップに取り付けられた玉掛用ワイヤーロープ等の取り外し作業を行っていたところ、当該作業が終了していないにもかわらず、ジブクレーンによるワイヤーロープの巻き上げが行われたため、ワイヤーロープと乗船タラップ手すりの間に労働者の頸部がはさまれ死亡したもの。	はさまれ、巻き込まれ 玉掛用具
10	今治	11月 8時	造船業	男	53	作業員		クレーンフックに取り付けられた玉掛け用具の不具合確認のためクレーンガーダ上に設置された電気室内の制御盤を確認後、クレーンガーダ下部にある運転室に、はしご道を使用して移動してところ、被災者が、はしご道の上部３段目ありの踏みさんから落下し、その拍子に落下先の踊り場に設けられた高さ約1.2mの手すりを背中から乗り越え、地上まであわせて約６m落下したもの。	墜落・転落 クレーン
11	今治	12月 10時	道路貨物運送業	男	57	運転手		トラック運転者たる被災者が、作業場の屋根に安全ブロックを介して取り付けられた胴ベルト型の墜落制止用器具を使用し、荷台上で積み込み作業等を行った後、墜落制止用器具を着用した状態で被災者自らトラックを発進させたため、腹部が圧迫され死亡したもの。	はさまれ、巻き込まれ その他の用具
12	松山	１２月 20時	産業廃棄物処理業	男	56	作業員		被災者2名が、汚染土壌処理場の焼成土排出口付近の炉外ベルトコンベア上で焼成土の処理を行っていたところ、焼却炉排出口から放出された焼成土による熱を浴び、全身熱傷により死亡したもの。	高温・低温の物との接触 その他の装置、設備
13				男	48	作業員			

資料３　令和６年　業種別・署別死傷災害発生状況　（新型コロナ感染症を除く）

愛媛労働局

業種別＼局署別	局		増減		松山		新居浜		今治		八幡浜		宇和島	
	６年	５年	件数	増減率	６年	５年	６年	５年	６年	５年	６年	５年	６年	５年
全産業	(13) 1567	(10) 1550	+17	+1.1%	(2) 645	(3) 658	(2) 413	(4) 426	(7) 221	(1) 186	(2) 176	(2) 169	112	111
製造業	(6) 423	412	+11	+2.7%	121	113	(1) 146	154	(4) 84	77	(1) 52	44	20	24
製造業 食料品製造業	107	111	-4	-3.6%	50	49	15	21	10	4	25	27	7	10
製造業 繊維工業	(1) 8	11	-3	-27.3%	2	1		4	(1) 6	6				
製造業 その他の繊維製品	4	5	-1	-20.0%	2	1	2	2		2				
製造業 木材・木製品製造業	20	24	-4	-16.7%	5	12	6	6			8	6	1	
製造業 家具・装備品製造業	1		+1	+100.0%	1									
製造業 パルプ・紙製造業	(1) 23	24	-1	-4.2%		1	22	22			(1) 1	1		
製造業 紙加工品製造業	31	23	+8	+34.8%	5	1	26	22						
製造業 印刷・製本業	2	5	-3	-60.0%	1		1	2		3				
製造業 化学工業	(1) 12	18	-6	-33.3%	6	3	(1) 6	10				2		3
製造業 窯業土石製品製造業	22	13	+9	+69.2%	2	3	2	1	3	3	12	5	3	1
製造業 鉄鋼業	8	8	±0	±0	2	1	6	7						
製造業 非鉄金属製造業	6	2	+4	+200.0%	2	1	4	1						
製造業 金属製品製造業	52	58	-6	-10.3%	7	13	18	24	24	18	1	1	2	2
製造業 一般機械器具製造業	38	29	+9	+31.0%	12	10	20	16	4	2	2	1		
製造業 電気機械器具製造業	8	10	-2	-20.0%	4	6	3	3					1	1
製造業 輸送用機械器具製造業	(3) 50	47	+3	+6.4%	3	2	8	4	(3) 34	37	2		3	4
製造業 電気・ガス・水道業	1	1	±0	±0			1			1				
製造業 その他の製造業	30	23	+7	+30.4%	17	9	6	9	3	1	1	1	3	3
鉱業	4	3	+1	+33.3%		1		1	3	1	1			
建設業	(2) 149	(5) 170	-21	-12.4%	49	(2) 64	44	(3) 47	(1) 22	16	(1) 20	22	14	21
建設業 土木工事業	(1) 41	(1) 64	-23	-35.9%	15	(1) 23	5	10	7	4	(1) 9	17	5	10
建設業 建築工事業	65	(2) 71	-6	-8.5%	24	(1) 35	20	(1) 16	9	9	6	4	6	7
建設業 うち木造家屋建築工事業	12	13	-1	-7.7%	2	6	3	4	2		1	1	4	2
建設業 その他の建設業	(1) 43	(2) 35	+8	+22.9%	10	6	19	(2) 21	(1) 6	3	5	1	3	4
鉄道・道路旅客業	27	(1) 12	+15	+125.0%	16	7	4	3	5	(1) 2	1		1	
道路貨物運送業	(2) 166	157	+9	+5.7%	81	73	(1) 37	55	(1) 18	11	18	11	12	7
貨物取扱業	10	17	-7	-41.2%	3	11	5	5	2	1				
うち港湾運送業	4	7	-3	-42.9%		2	2	4	2	1				
農業	36	35	+1	+2.9%	7	4	4	3	1	5	16	18	8	5
林業	23	(1) 43	-20	-46.5%	8	10	4	5	1	1	6	(1) 15	4	12
畜産・水産業	19	26	-7	-26.9%	2	3	1	4	1		8	11	7	8
商業	230	(2) 226	+4	+1.8%	109	115	60	(1) 57	28	23	19	(1) 14	14	17
うち小売業	168	(1) 167	+1	+0.6%	80	90	46	(1) 38	20	18	14	8	8	13
金融広告業	19	13	+6	+46.2%	9	10	5	1	4	1			1	1
映画・演劇業	2		+2	+200.0%	1				1					
通信業	32	32	±0	±0	19	17	3	6	4	2	4	6	2	1
教育研究	19	20	-1	-5.0%	9	15	5	3	5	2				
保健衛生業	218	200	+18	+9.0%	106	106	54	48	26	20	17	18	15	8
うち社会福祉施設	160	137	+23	+16.8%	76	72	39	36	16	9	16	13	13	7
接客娯楽業	82	71	+11	+15.5%	45	40	16	12	8	15	8	2	5	2
うち飲食店	54	42	+12	+28.6%	31	24	9	9	6	7	5	1	3	1
清掃と畜業	(2) 54	(1) 54	±0	±0	(2) 31	(1) 36	14	9	3	5	3	2	3	2
官公署	2		+2	+200.0%			2							
その他の事業	(1) 52	59	-7	-11.9%	29	33	9	13	(1) 5	4	3	6	6	3

※労働者死傷病報告書による休業４日以上の死傷者数を集計したもので、（ ）内は、死亡者数を表し内数である。